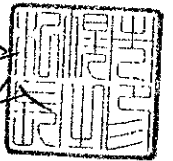


札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月6日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 30 号

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の施行の日から施行する。